

オランダの年金制度

～オランダの年金制度における諸原則、歴史、組織、及び見通し～

J. M. L. Jonker¹

(訳：鎌田 繁則²)

1. 序

この寄稿はオランダの年金制度について多くの側面を扱うものである。まず、多くの西欧諸国において制度の基盤となっている非常に重要な諸原則について議論した後に歴史的な概観を行う。また年金の様々な類型化の後に、年金制度とその関連制度の組織が概観される。最後に、未解答のまま残してきた問題や将来の展望について全般的な議論がなされよう。表1は、全般的な方向としてオランダの状況を知る上で鍵となる人口統計上のいくつかの数字とその予測を示している。

2. 一般的な諸原則

大部分の西欧諸国において、年金制度は社会的グループ間あるいは特定の社会的グループ内の財政負担の分配を目的とする支給のすべてを含む広範な社会保障制度のうちの一部分である。ただし、この財政負担は貧困やその他の個人的事情による所得の喪失や不足に関連するものに限られる。オランダの社会保障の分野は広く次の構成要素から成っている。

1. 社会保険、すなわち所得の喪失や医療支出

に対する保険、及び所得の再分配を行うことを目的とする保険。

2. 諸年金制度、すなわち政府年金や退職年金、企業年金、保険会社による職域年金と地域年金。
3. 剰員手当、児童手当などのような政府公務員のためのその他の制度。
4. 各人の暮らし向きに応じて公的基金から賄われる諸給付を行う社会的給付制度。

これらの範囲には社会保障法に基づいた給付やその他の社会的給付がある。

一般に、西欧の年金制度は二つの異なった原則に基づいていると言われる。オランダの制度は徐々にこれらの両原則から多くの要素を取り込んできたので、まず、制度の基盤にある基本モデルの中に示されるこれら二つの原則から紹介することは、オランダの制度を理解する上で手助けとなるであろう。

一方において、我々は「大陸的アプローチ」と呼ばれるものを見る。このアプローチは19世紀末以来、ビスマルクの名前と結びつけられており、社会保障の側面を特に明らかにするものである。ここでは主として、社会保障は次のような所得保障制度と見なされる。すなわち、被用者が自分の従前所得と結び付いた代替所得を受け取るという制度である。このアプローチの

表 1. オランダの重要な人口統計と将来予測

総面積: 41,000km²人口密度: 430人/km²

平均寿命: 男子 73.1歳 女子 79.6歳

項目	年次	単位	1965	1985	2000
1. 総人口		1,000	12,212	14,454	15,588
2. a. 19歳以下の若年人口数		1,000	4,631	4,085	3,826
b. 総人口に占める割合		%	37.9	28.3	24.5
3. a. 65歳以上の高齢者数		1,000	1,163	1,729	2,144
b. 総人口に占める割合		%	9.5	12.0	13.6
4. a. 85歳以上の老人人口数		1	63,162	147,643	217,000
b. 全高齢者に占める割合		%	5.4	8.5	10.3
5. 人口圧力		%	90.3	67.3	61.6
6. a. 世帯数		1,000	3,204	5,321	...
b. 平均世帯人数		1	3.50	2.66	...
7. a. 婚姻件数		1	102,913	81,633	80,000
b. 人口千人あたりの婚姻件数			8.5	6.1	5.1
8. a. 離婚件数		1	6,203	34,068	30,000
b. 夫婦千組あたりの離婚件数			2.2	9.9	8.7
9. 労働人口数		1,000	4,538	5,934	...
10. a. 求職登録者数		1	25,200	800,600	...
b. 従属労働人口比率		%	0.7	15.5	...
11. 超過外国移住者数 (移入者数マイナス移出者数)		1,000	18.8	6.0	...

(出所) nrs 1- 8 : Year-summary of monthly statistics on people and health : Central Bureau of Statistics (CBS)

nrs 9-10 : Social monthly statistics C.B.S. and Statistical pocketbook
year 2000 : C.B.S.-medium version of prognosis, 1986.

中心は個々の労働者の生活水準の維持という概念であるが、それは賃金（支払われた保険料）や生み出された労働を原因とする結び付きであり、等価の原則である。この形の保険モデルは伝統的に、ベルギー、フランス、西ドイツ、ルクセンブルグ、そしてイタリア等の国々に見受けられる。

もう一つの出発点は、ベヴァリッジ卿によって今世紀半ばにイギリスで最初に導入されたアトランティック・アプローチあるいはアングロ・サクソン・アプローチと呼ばれるものである。このアプローチにおいては、社会保障の概念が単なる社会保険以上のものを含んでいると解釈

される。ここでは、個々の労働者や各人の生活水準ではなく、共同体のすべての住民の保障された生活水準に注意が絞られる。つまり、共同体自身がその住民の相互連帶を基礎としてこれにあたる責任を負っている。従って、ここでは従前所得や生み出された労働との間に直接的なつながりはないが、共同体のすべての住民に等しい金額の生活費の最低保障がなされる。すなわち、統一性と一般性の原則である。このアプローチは多くの西欧諸国の年金制度に重大な影響を及ぼしてきた（しばしば基礎年金という形で）し、また、イギリス、アイルランド、デンマーク、そしてオランダでもよりきびしいあ

るいはより緩やかな形で見受けられる。

既に述べたように、我々はここで基本的なモデルを取り扱っている。そうした基本モデルは純粹で絶対的な形で存在するものではないが、基礎年金と補足年金との混合した制度として見受けられるものである。60年代以降、各國の制度は益々収束の傾向にある。年金保険制度を持ちつづけてきた国々では、最低生活水準が保障されるような社会保障の枠組みを発展させてきた。そして、そのような枠組みの一つの出発点は従前所得に結び付いた年金制度の下にあったと言われる（ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルグ）。逆に伝統的に基礎年金を持っていていた国々では、被用者のための補足年金を発展させてきた（デンマーク、スウェーデン、イギリス、そしてオランダ）。

オランダの年金分野における発展は非常に多くの年金制度と年金立法をもたらしてきたし、また、多様な形の運営組織を生んできた。基礎年金は「一般老齢年金法（AOW）」と「一般寡婦・遺児年金法（AWW）」の下で提供されてきたが、その上に被用者、自営業者、自由業者、公務員と軍人、そして同じような地位に置かれた人々は、様々な方法で作られた他の年金制度にも加入している。これらの制度のいくつかは任意加入を基礎に設立されたが、あるものは特定の職業グループや産業部門の求めて強制的なものとされた。更に、もう一つの範疇として法によって常に強制的に規定してきた制度もある。こうしたことが年金制度の多様さを引き起こし、それらの内容や要求の大きさ、財政、それらが運営される方法や政府の干渉の度合について制度間で相当な差を生じさせた。

しかし、要約すると、オランダの制度は大陸

的な制度とアトランティックな制度の両方の性質を示していると言うことができる。一方において、我々は「一般老齢年金法（AOW）」と「一般寡婦・遺児年金法（AWW）」をもっている。これは国民保険としてすべての人々に基礎年金を保証するものである。他方、様々な部門ごとに、いわゆる付加年金と呼ばれるいくつかの異なった補足年金制度がある。

3. 簡単な歴史的概観

a. 前 史

大部分の西欧諸国は20世紀になって社会保障制度を発展させてきた。今世紀の初め以前には個人の安全は彼の家族や親戚に頼っていた。子供をもつことや富や財産を獲得することが依然として労働不能や老齢という不利な結果に対する最も重要な保険手段であった。しかし、多くの人々は頼るべき家族や財産を持たなかつたし、彼らにとって、貧民救済は利用可能な唯一の保護であった。貧民救済は主に教会と裕福な中産階級の関心事であった。政府が貧民救済に関与する任務を当局に与えたのは、1848年の憲法改定のときだけである。これは国際政治の圧力とそれに伴う社会不安の結果として生まれたものであった。改定された憲法は政府の仕事に貧民救済と教育を含めたが、単に民間による保護を補足するものしかなかった。

しかし、家族、富や財産の稼得、そして貧民救済は社会保障の理想的な形でもなければ、また、十分な形でもない。振り返って見ると、人々は人間の生存を考えるときの不確実性から自分自身を守るように努めてきた。例えば、中世におけるギルドがある。しかし、個別的な私的

保険が正当な信用を得るようになり、更に、任意保険から法人組織の強制制度の方向に発展したのは20世紀になってからであった。そして、そのことによってある種のリスクから全国民や特定のグループを保障することが可能になった。

b. 恩恵から権利へ 1900-1945年

世紀の変わり目頃、貧民救済は教会によって実行されていたし、善意の保護者たちはもっぱら慈善とみなされる形の援助をしていた。しかし、多くの雇用主が、被用者のために政府が自己の被用者のある部門（オランダ国鉄）のために設立したのと同じ線に沿って年金基金を設立したとき、この形の保護はその家父長的慈善的性格を失い始めた。定義こそ最初は曖昧だったものの、労働者達には老後に保護を受ける権利のあることが認識され始めた。しだいに、雇用主の義務はより厳密に定義されるようになり、年金財源を貯うために設立される基金は企業年金基金の性格を帯びるようになった。

第一次大戦後、労働組合が強い影響力を展開してきた産業部門の労働者たちは、しだいに年金制度に強い権限を持つようになった。そして、このことは、いくつかの産業部門に別々の年金基金を生み出す結果となった。これらの内で最初のものは、1919年の全鉱山労働者基金であった。

c. 基本的な法制化 1945-1965年

1945年から1965年にかけての期間には、今日の年金制度にとって決定的に重要な多くの法律の導入を見た。

「一般老齢年金法（AOW）」と「一般寡婦・遺児年金法（AWW）」はオランダの年金制度の礎

石である。すなわち、それらは第一段目である。これらの法律の導入のきっかけになったものは1941年の大西洋憲章である。そこでは、人間の基本的な自由の一つが「貧困からの解放」であると表明された。AOWは、1946年以来施行されていた臨時給付に代えて1957年に導入された。それは政府の特別委員会の助言に基づいていて、大陸的な制度とベヴァリッジ・プランの両方の原則を結合したものであった。AOWは65歳以上の男子と未婚の女子に一定の年金の権利を与える（基礎年金），未婚の人々には夫婦の年金額の70%を与えている。年金額は保険料の納付期間や従前所得と結び付いていない。また1959年のAWWの導入以後、AOW年金に資格のある者の遺族に対しても、法令に基づく基礎給付が行われている。

産業や産業部門に設立された年金基金はもともと任意加入であったが、しだいに強制的なものとなつた。すなわち、初めは、労働協約の一部として、後には1949年の立法化による一般的な義務の形で、その結果、政府は、もし問題産業の労働組合の代表が強制適用を要求し、またある種の条件が満たされるなら、加入を強制させ得ることとなつた。

この種の年金基金の出現と、あちこちで起こった経営上の苦い経験は、適切な法的整備と健全な経営のために法律によって保証する必要を生じさせた。1953年の「年金・貯蓄基金についての法律（PSW）」は年金支給のために必要な財源を確保するために導入され、保険院に監督権をおいた。

d. 年金制度の発展 1965年以降

それ以前の年金基金においては、年金は従前

所得や勤続年数にかかわりなく定額の給付に限られていた。しかし、経済成長、より多くのフリンジ・ベネフィットを得ようとする努力、恩恵に代わる権利としての年金という概念、そして AOW が産業・企業年金に補足的な所得という性格を与えてきた事実は、しだいに、一方の年金額と、他方の賃金や勤続年数との間の結びつきを深めた。このようにして、1950年代には、年間所得（AOW の保険料を控除）の一定割合と年金額として保障するという、給与規定が導入された。いわゆる「積上げ」あるいは「平均」給与方式である。

しかし、賃金が急速に高まったとき、この積上げ制度は長期的には不満足なものであることが分かった。つまり、年金支給日におけるその決定額はしだいに少なくなり、特別支給により年金契約を高めようとの雇用主の試みはあまりにも任意であるとみなされた。従って、最終賃金方式への試みがなされるようになった。このことは、年金額が退職前賃金に関連づけられたことを意味した。故に、それ以前の各年の年金契約は自動的に賃金（の上昇）に合わせて調整される。更に、この制度を退職後の期間にも拡張しようとする考えが生まれた。そして、1963年に政府は「スライド年金制」を導入した。つまり、賃金の変動に結び付いた年金の指数化である。

従って、1970年代前半には、年金が最終的な賃金総額の70%になるようなルールが一般に認められた。（これは保険料と税金を控除した後のほぼ80%に達する。）しかし、これで必ずしもすべての問題が解決したわけではない。まず、多くの企業がこの取り決めと一致した年金を支給することができなかった。更に、多くの被用

者（労働人口の約10%）には年金契約自体がまったくなされなかった。加えて、賃金の上昇や被用者が職を変えて、加入期間が中断したために年金額が減額され、70%の最終賃金規準が実現されなかつたケースがあった。年に3万ギルダー以下の所得を持つ既婚の被用者については、一つの解答が1969年に見いだされた。すなわち AOW 給付や AWW 給付を基礎年金に変え、それらを最低賃金水準にまで高めるというものである。

この問題は、将来の展望と結び付けてこの論文の終わりでより詳しく取り扱われるだろう。

4. より詳細な年金制度の概観

本節ではさまざまなタイプの年金についての議論や年金制度の組織の概略、そして最も重要な年金基金に関する簡単な展望を順次提示する

a. 年金の種類

オランダの年金制度を大別すると5つに分けられる。すなわち、老齢年金、寡婦及び寡夫年金、遺児年金、そして障害年金である。

老齢年金は彼が退職した日から死ぬまで加入者に支払われる年金である。男子の年金支給開始年齢は通常65歳で、女子は時には60歳である。しかし規定の年金支給開始年齢に基づく制度の他に、退職年齢を段階的あるいは柔軟に認める制度がある。またここで臨時年金と言う場合、それは主に早期退職の場合の経過年金を意味する。

寡婦給付あるいは寡婦年金と呼ばれる制度は加入者やかつて加入者であった人の寡婦に支払われる年金である。それは大抵、加入者の死亡

時点から始まり、寡婦が死ぬまで受けられるのが普通である。いくつかの制度ではその年金は寡婦が再婚すると停止されるか減額される。また寡婦年金は加入者がある年齢（55～65歳）以後に結婚した場合には認められないことがしばしばあり、さらに妻が夫より10歳以上若い場合には、その年金は減額される場合が多い。寡婦年金は通常退職した加入者に対して支払われていた老齢年金の70%になるか、あるいは加入者が年金支給開始日まで生きていたならば支払われていたら老齢年金の70%になる。特別寡婦年金はたまに離婚後の前妻に対して認められることのある年金である。

寡夫年金は女性の加入者やかつて加入者であった人の寡夫に認められる年金である。この年金は寡婦年金に似ていて、現在急速に発展している。

遺児年金は亡くなった加入者の子供に支払われる年金である。これは、しばしば嫡出の子、非嫡出子、法的に認知された養子や加入者によって扶養されている子供を含んでいる。その年金は通常その子が18歳に達するか、その子が学生や障害者である場合には27歳に達すると停止される。遺児年金は通常老齢年金の14%か寡婦年金の20%になり、完全な孤児の場合には通常二倍になる。

障害年金は労働能力を喪失した加入者に対して支払われる年金である。それは彼が労働能力を喪失している間支払われるが、老齢年金支給開始日以降は支払われない。また年金額は勤続年数に結び付かない。同制度の受給者はしばしばその他の年金への拠出が免除される。この年金は「障害保険法 (WAO)」や「一般障害法 (AW)」の導入以来その重要性をほとんど失い、

今日では支給額がより高いという事実のために比較的高い賃金階層の人々にのみ支給されていく。

パートナ一年金とは、これまでほんの希な場合に、加入者が共に暮らしていた人に支払われた年金である。この年金については、支給の認められる前に満たすべき条件を正確に定義することの困難な場合がよくある。

b. 年金制度の組織

年金制度の組織の記述は三層構造に基づくであろう。

1) 最初の層（第一段）は政府によって与えられている基礎年金、つまり公的年金の層である。それは2つの法律によって規定されている。1957年の「一般老齢年金法 (AOW)」と1959年の「一般寡婦・遺児年金法 (AWW)」である。2つの法律は強制保険の制度を通してすべての人にソーシャル・ミニマムを提供することを目的としている。原則として、すべての市民は65歳以後賃金スライド付き年金を受け取る。既婚者の年金額は一人当たり最低賃金の50%を保障する。また、単身者と、一人以上の子供を持つ寡婦は、既婚者に対する純年金額の二倍の70%に等しい年金を受け取る。夫婦の場合、若い方が65歳に達していない時には、この若い方の配偶者の所得によっては補足手当が与えられる。定額の基礎(老齢)年金制度を持つ他の国々では支給額は低い水準にあり、AOW の60%である。

これらの年金は労働人口が払いこむもの（労働所得の一定割合：上限あり）を財源とする制度を通して貯われる。故にその制度は世代間の移転を意味している。つまり、現時点の労働者は過去の労働者のために支払う（連帶の原則）。

表 2. オランダの年金制度に関する主要数値 (1985)

貨幣単位: ×1,000百万ギルダー

基金 (基)	現役就業者 (人)	年金受領者 (人)	保険料	年金給付	積立金
第1層					
AOW 及び AWW		2,025,000	26.4	25.5	
第2層					
ABP	1	917,000	394,000	6.3	7.0
BPF	77	1,499,000	687,000	3.4	1.9
OPFe(own risk bearing)	542	468,000	217,000	2.5	2.3
OPFh (reassured)	469	170,000	38,000
VERZ My incl OBFh	30	990,000	460,000	3.9	1.5
VERZ My incl OBFh					58

(出所) Jong, E.P. (ed) : Pension is pension. Alphen a/d Rijn, 1987 の中から Jonker, S.J.; A growing Pension-Consciousness. 40ページ。

(略語の説明)

AOW=General Old Age Pensions Law

AWW=Widows and Orphans' Pension Law

ABP = National Civil Service Pension Fund

BPF = Pension Funds for (branches of) Industry

OBFe = Company Pension Funds own risk-bearing

OBFh = Company Pension Funds re-assured

VERZ=(Life-) Assurance Companies, including part of OBFh

保険料は税当局によって徴収され、法の遂行は社会保険銀行 (SVB) と労働委員会の手で行われる。

2) 2番目の層（第二段）は雇用主と被用者間の（補足）年金を含んでいる。現在のところ被用者年金を雇用主に義務づける一般的な法令はないが、公務員の部には年金支給が法によって規定されているグループもある。たとえば、その年金が国家公務員年金基金 (ABP-Law 1966年) で規定されている公務員やそれに相当する人々である。

更に、産業部門レベルでの年金基金 (80), 企業年金基金 (1,050), そして保険会社によって直接管理される企業年金基金 (2万) がある。

年金の実際の金額は様々な方法で計算される。年金協定の主な形は「定額」協定、「特別割増」協定、「平均賃金」協定、そして「最終賃金」協定である。この層の保険料の約40%と加入者の

25%を占める ABP の場合には、40年間を通じて年金計算の対象となる給料の70%の年金を積上げ得る可能性がある。またそれらの制度の大部分は老齢年金の70%の支給を遺族のために行っている。

原則として、それらの制度は「積立方式」で貯われる。この制度は加入者が現役の間に、年金支給開始日に期待される年金の価値を保障するに十分な金額を拠出することを意味する。また実際には、配当や利子が一つの役割を果たすような混合形態もある。これらの制度を規定している枠組は、1953年の年金及び貯蓄基金法である。

3) 3番目の層は主に保険会社と共に置かれる私的制度に関係している。それは通常自営業者や不十分な勤務年数をもつ人々、あるいは彼らの年金に関して何か特別のものを欲する人々に関するものである。1973年以来、自営業の専門

表 3. オランダ年金制度の発展（第II層の数字について）

単位：×百万ギルダー

A. 賃金水準で調整後の保険料収入額				
	ABP	BPF	OPF	BRF
1950	1652	594	1058	1544
1960	2586	1572	1824	2220
1970	7290	2136	2476	2403
1980	9035	3907	3073	3130
1985	6320	3374	2453	3880
B. 賃金水準で調整後の給付額				
	ABP	BPF	OPF	BRF
1950	1485	97	248	216
1960	1902	360	552	348
1970	3537	734	902	497
1980	5195	1318	1661	840
1985	7010	1916	2306	1572
C. 自己保険料積立額				
	ABP	BPF	OPF	BRF
1950	1520	150	300	1350
1960	4980	2327	3296	3970
1970	21900	8029	10766	10800
1980	86024	32510	37159	35700
1985	126582	62348	63406	58127

(出所) Jong, E.P. (ed); Pension is pension. Alphen a/d Rijn, 1987の中から Jonker, S.J.; A growing Pension-Consciousness. 63ページ。

(略語の説明)

ABP = National Civil Service Pension Fund

BPF = Pension Funds for (branches of) Industry

OBF = Company Pension Funds

BRF = Occupational Pension Funds (for Professionals)

VERZ = (Life-) Assurance Companies, including part of OBF

職は強制加入の年金制度を導入しそれらを自由業の専門職（一般的な開業医、医療専門家等）のための職域年金基金の運営に任せることが可能となっている。

5. 将来にむけてのいくつかの問題

一般に、オランダでは政府や産業がすべてのオランダ人に65歳で基礎年金を保障する年金構

造を半世紀で築きあげたと言われる。また大部分の被用者には公務員年金や企業年金の制度による上乗せが保障されている。

しかし、遅かれ早かれ解決されねばならないいくつかの問題が残っている。これらの問題は年金協定の性質やそれらを適用するさいの可能性（年金の額と質）に関するものと、社会環境の変化、特に社会的、経済的、人口動態的要因に関するものとである。

表 4. 過去、現在、及び将来のオランダの総人口と5年齢階層の比率
(中位推計, CBS, 1987年)

総人口 単位: ×百万人	年齢階級				
	0—19 %	20—44 %	45—64 %	65—84 %	85以上 %
1900	5.2	44.3	49.7		6.4
1950	10.2	37.3	55.0		7.7
1975	13.6	34.2	35.3	19.8	8.8
1980	14.1	31.5	37.2	19.9	9.3
1985	14.5	28.3	39.5	20.3	9.4
1986	14.5	27.7	39.8	20.3	11.1
1987	14.6	27.2	40.2	20.3	11.3
中位推計					
1990	14.9	25.7	40.8	20.7	11.6
2000	15.6	24.5	37.2	24.7	12.2
2035	14.6	20.5	29.8	25.3	21.9
					2.6

(出所) Statistical Yearbook of the Netherlands 1987.
Netherlands Central Bureau of Statistics, The Hague, 1987.

1984年の年金諮問委員会はこれらの問題を研究するために生まれた。その委員会は社会問題・労働大臣の諮問機関である。同委員会は主に被用者のための公的年金制度の必要性と可能性の研究に従事してきた。例えば、年金制度を持たない産業（いわゆる「ホワイト・スポット」）や現在の制度の質についての調査（いわゆる「グレー・スポット」）が実施された。「ホワイト・スポット」つまり AOW 以外に利用できる年金制度をもたない被用者は労働人口の11%である。彼らの中には年金協定制度をもたない企業に雇われている人々や、加入する制度のない（既婚の）女性、ある種のパート・タイム労働者がいる。この種の人々の構成を考慮し、「真」のホワイト・スポットが全労働者の6.5%にしか過ぎないとすると、法による強制加入の年金制度を作ったり、あるいはその産業部門に自身の年金制度を作るよう強制することが得策ではないかもしないという疑問が起こる。

2番目の問題は被用者が職を変える時の年金権の通算制度がないことである。この問題は特に出世コースを目指す人々に関連する。つまり、人生の終わりの方で職を変える高所得の人々や年金を失う危険を冒す人々である。強制加入制度の設立はこの問題を解決するだろうが、今まででは協同組合によって規制され監督される価値移転（「ポータブル」年金）の制度を利用する方が好まれてきた。

近い将来について見ると、年金制度は EC の統合の影響を一層受けるだろう。特に、同じ仕事をしている男子労働者と女子労働者の平等な取扱いについての命令の実施において、この問題の主要な例は、既婚未婚を問わず男女が同じ年金権をもつようになるであろうという事実である。これは現時点ではホワイト・スポットやグレー・スポットに含まれる既婚女性の年金を改善することになるだろう。

社会環境の変化はしばしば個人の状況に応じ

表 5. オランダ、ヨーロッパ12ヶ国、アメリカ、及び
日本の65歳以上の高齢者人口の比率

	the Netherlands	Europe 12	U.S.A.	Japan
1970	...	11.1	9.8	7.1
1975	10.7
1980	11.5	13.6	11.3	9.1
1985	12.0	13.5	...	10.3
1990	12.9	14.3	12.7	11.9
2000	14.3	15.8	13.1	16.7
2025	...	20.0
2030	21.1	23.5
2035	26.7
5040	21.6	22.0

(出所) The Netherlands : Central Bureau of Statistics, 1987.
Europe 12 : Eurostat-Revue ; Statistics 1976-1985, 1987.
U.S.A. : Growing Old in America, 1985.
Japan : 厚生白書 1986年版。

た年金の必要性を高める。同居の基本的な形態の変化や、夫婦間の役割パターンの変化は、しだいに寡婦年金の片割れである寡夫年金の問題を前面に押し出している。そして、ある場合にはパートナ一年金の問題も同様である。年金の個人化に加え、柔軟性を増す傾向もみられる。つまり、被用者は自分の年金の必要性に関してかなりの程度の責任や自由を許される。例えば弾力的な退職方法（早期退職か受給開始を延ばすか）が取られるかもしれない。原則として加入者はどの時点で退職するか、また部分的にか完全にかを自分自身で自由に決めるようになるだろう。

上で記述した傾向が実現されるかどうかは主に経済的可能性と人口発展に依存するだろう。将来における老齢年金のための財政能力の問題は通常人口的推移の角度からアプローチされる。大部分の西欧諸国や日本と同様に、オランダも将来、高齢者人口の急速な増加に直面するだろう。例えば、2030年に65歳以上人口は現在のほぼ2倍の水準になるだろう。他方、19歳以下の

グループは絶え間なく減少し、2000数十年には全人口も同じく減少するだろう。

将来について（たぶん楽観的すぎるだろうが）見ると、高齢者人口グループは過去に比べてずっと高くなった所得水準とより高い教育水準をもつグループとして描かれる。そのことはグループとして量的に増えるだけでなく、彼らの社会的重要性をも高めるだろう。もしこの状況が将来にまで続くのなら、それは分配方法の相当な調整を要求するだけでなく、国民生産物の生産方法の調整も要求するだろう。つまり、人口の高齢化は経済成長の減少のリスクを引き起こす。このことは工業化された世界の競争状況に直接マイナスの影響を持つわけではない（高齢化の問題はどこでも現れる）が、例えば経済過程への労働参加率を高めることを通して、必要な貯蓄を望ましい水準に維持するような政策が取られる必要があるだろう。労働人口と非労働人口の間の国民生産物の分配については、2010年以後の高齢化の過程は労働人口によって稼得された賃金のうち相当な部分を「絞り

取る」形でその代価を要求し始めることが予想される。拠出率はほぼ総給与の35%となるだろう。しかし、計算上その時までには一人あたり消費額は二倍になり、故に給料の大きな部分の犠牲は労働人口の可処分所得が上昇し続ける限り受け入れられないだろうと期待されている。更に、より重い負担を喜んで受け入れるかどうかは、次の事実を考察することによって変わってくる。すなわち、より以上の負担が老齢年金の財政に関するものであって、他の社会保障の費用でないことが重要である。つまり、今日の被保険者は将来同じ制度から給付を受けることを期待する。個人の消費負担と（将来の）給付との間には（部分的に直接的な）つながりがあるので、もし老齢年金のための負担の増大だけなら積極的に支払い続けることになるだろう。

注

- 1) ナイメヘン (Nijmegen) 大学教授
オランダ老人学研究所所長
- 2) 名古屋市立大学大学院
本稿の翻訳において、名古屋市立大学の牛嶋正教授と上村政彦教授から有益な助言を賜りました。ここに感謝いたします。

参考文献

- Bream, G.P.A e.a.; Ouderen en Sociale Zekerheid. (高齢者と社会保障) The Hague, 1983.
- Centraal Planbureau ; De Oudedagsvoorziening tot 2030, de financieringsmogelijkheden op langere termijn. Werkdocument nr 18. (中央計画事務局, 2030年までの老齢支給の長期財政, 研究報告 No.18) The Hague, 1987.
- Huijser, A.P. and P.D. van Loo; The ageing population, pensions, and contractual saving. Monetary Monographs nr 5, de Nederlandse Bank N.V. Dordrecht, 1986.
- Jong, E.p. de and B. Wessels (eds); Pensioen is Pensioen. (年金は年金) Alphen aan de Rijn, 1987.
- Kune, J.B.; Pensioen en Economie, enige financieel-economische aspecten van pensionenvoorzieningen. (年金と経済、年金支給のいくつかの財政経済的側面) Amsterdam, 1987.
- Markides, K.S. and Cooper, C.L. (eds); Retirement in Industrialized Societies, social, psychological and health factors. John Wiley, New York, 1987.
- Muffels, R.; Vroeg of laat met pensioen? SOOM-Werkdocument nr 8. (退職を早めるか遅らせるか。高齢者調査運営委員会研究報告 No.8) Netherlands Institute of Gerontology, Nijmegen, 1986.
- ; Witte vlekken op pensioengebied, onderzoek naar het ontbreken van aanvullende pensionenvoorzieningen. Rapport van Pensioenkamer. (年金領域の空白点「ホワイト・スポット」, 補足年金制度の不足についての報告。年金委員会) The Hague, 1987.
- Stevens, L.G.M. and Yperen, P. van; Kernpunten van Pensioen. (年金制度の要点) Den Haag, 1987.
- Tulfer, P.M.; Pensioenen. (年金) Den Haag, 1986.
- Verbon, H.A.A. ; On the Evolution of Public Pension Schemes. Alblasterdam, 1988.